平成２５年（フ）第２８１号
高知市福井町446番地10
債務者　濱口　光惠
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７７号
栃木県足利市八椚町84―10ＧＳガーデンＡ号室、住民票上の住所栃木県佐野市堀米町3421番地２、前住所栃木県佐野市田島町174番地１　ヤマセハイツ205
債務者　永岡　　彩（旧姓五味渕）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第５５４号
東京都多摩市和田1437番地の１シャンポール104
債務者　菅野　英俊
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７２３号
東京都多摩市豊ヶ丘２丁目９番地２―102
債務者　山口　篤子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３０号
北海道標津郡中標津町西７条南９丁目18番地２
債務者　三上　瑠美
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月28日午前11時15分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第７１２号
東京都福生市武蔵野台１丁目16番地８ハイネス第２福生415号室
債務者　小池　勝彦
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７１３号
東京都福生市武蔵野台１丁目16番地８ハイネス第２福生415号室
債務者　小池　尚子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３４７号
川崎市高津区諏訪１丁目24番25号、前住所川崎市高津区諏訪３丁目20番１号　ベルシオン61―202
債務者　椎名　君江
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
川崎市幸区塚越４丁目333番地　牧野荘201、前住所川崎市幸区塚越４丁目333番地　ヴィウラ中沢102
債務者　浅野　次彦
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８３号
川崎市中原区上小田中５丁目５番６―201号イーストヒルズ弐番館
債務者　白石　正博
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８４号
川崎市中原区上小田中５丁目５番６―201号イーストヒルズ弐番館
債務者　白石　益子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８５号
川崎市麻生区下麻生３丁目19番22―305号
債務者　近藤　茂彦
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
川崎市麻生区下麻生３丁目19番22―305号
債務者　近藤　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８９号
川崎市高津区下作延３丁目10番１―102号　市営住宅
債務者　田澤　好己
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１１号
川崎市川崎区川中島１丁目６番12号　小泉マンション302、前住所川崎市川崎区中島３丁目７番７号　タイニーウッズ202
債務者　工藤　　勝
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係